

# #藤岡エール飯賛同店募集要領

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている飲食店等を支援するため、また市民に対し自宅での食事を促すため、「デリバリー（宅配）」や「テイクアウト（持ち帰り）」ができる飲食店等の情報を市ホームページなどで発信し、地域で応援することを目的として実施する。

## 2. 参加資格

藤岡市内に店舗、事業所等を有する市内飲食店等とし、次の（１）から（３）に該当する事業所を除いた者で、「デリバリー（宅配）」及び「テイクアウト（持ち帰り）」を行い、必要な許可等を取得及び適正な運営を行っている者とする。

- （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を行っている事業者
- （２）特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- （３）役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

## 3. 申請手続きについて

### （１）申請方法

この「#藤岡エール飯賛同店募集要領」に同意のうえ、所定の「#藤岡エール飯申込書」に必要事項を記入し、写真１点（店舗、商品、従業員など）を添えて、（２）に記載してある申請先へ郵送、FAX、メール、または直接持参すること。「申請書」は藤岡商工会議所青年部ホームページからダウンロードすること。

＜藤岡商工会議所青年部ホームページ＞ <http://www.fujioka-cci.or.jp/yeg/>

### （２）申請書の提出先

藤岡商工会議所青年部

〒375-8506 群馬県藤岡市藤岡 8 5 3 - 1

メールアドレス：cci13@fujioka-cci.or.jp

FAX：0274-24-1229

### （３）申請期間 令和２年６月８日（月）から随時

## 4. #藤岡エール飯賛同店の取消等について

「#藤岡エール飯実施要綱」及び「#藤岡エール飯賛同店募集要領」に違反する行為があった場合、賛同店の取消しを行う場合がある。また、損害金が発生した際は請求する場合がある。

## 5. その他留意事項について

- （１）申請された店舗情報（店舗名称、所在地等）は、「デリバリー（宅配）」又は「テイクアウト（持ち帰り）」が利用できる賛同店として、藤岡商工会議所青年部のホームページ等で広報を行う。
- （２）この「#藤岡エール飯賛同店募集要領」に記載されていない事項は、藤岡商工会議所青年部へ問い合わせること。

＜問合せ先＞ 〒375-8506 群馬県藤岡市藤岡 853-1 TEL：0274-22-1230 FAX：0274-24-1229  
E-mail：cci13@fujioka-cci.or.jp 担当 稲垣